**特別障害者手当をご存じですか？**

１　対象となる方

　日常生活において、常時特別な介護を必要とする状態にある、在宅の20歳以上の方。

※著しい重度の障がいとは、2か所にそれぞれ2級以上相当の障がいがある場合やそれに準ずる状態であること、また寝たきりに近い状態など。

　また、障害者手帳を所持していなくても、診断書等の判断により、認められる場合があります。

２　申請に必要なもの　　※各書類は役場窓口にあります。

1. 診断書（特別障害者手当用診断書）
2. 住民票（本籍、続柄、マイナンバー入りのもの）・所得課税証明書（世帯全員分）
3. 本人名義の通帳
4. 障害者手帳のコピー
5. その他必要な書類（認定請求書・所得状況届・承諾書など）

3　認定に関して

　役場窓口へ提出された書類を、県が審査し認定の可否を決定します。

４　支給額

　月額　２８,840円（令和6年度）

５　その他注意事項

　手当の申請には所得制限があります。また、在宅のほかに、グループホームや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に入居されている方も、対象となります。ただし介護保険制度の施設（特別養護老人ホームなど）に入所されている方、障害者支援施設などに入所されている方、老人保健施設や病院に３ヶ月を超えて入所・入院されている方は対象となりません。

６　書類提出・お問い合わせ

　芦屋町役場　福祉課　障がい者・生活支援係

　　　　　　　☎０９３－２２３－３５３０

７　手当・支給認定に関するお問い合わせ

　宗像・遠賀保健福祉環境事務所分庁舎　社会福祉課　高齢・障害者福祉係

　　　　　　　☎０９３－２０１－４１６２